

米国の FTA 政策：その展開と特色

滝井 光夫 *Mitsuo Takii*

桜美林大学国際学部 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

米国は近年積極的に FTA（自由貿易協定）交渉を進めている。しかし、交渉がすべて成功しているわけではない。G.W.ブッシュ（注1）政権は60カ国と15件のFTAを交渉し、現在のところ調印したのは8件、うち6件が発効した（注2）。しかも、FTA相手国との貿易規模は極めて小さい。現政権はどのような目的でFTA交渉を進め、どのような成果をあげているのだろうか。2002年8月に成立した貿易促進権限（TPA, Trade Promotion Authority）法が今年6月30日で期限切れとなることをひとつの区切りとして、第2期レーガン政権から開始されたFTA拡大路線の結果を考察してみよう。

なお、小論は同志社大学アメリカ研究所研究会（2006年12月）およびジェトロ貿易政策研究会（2007年3月）で行った報告をベースとしている。

1. ガット優先主義からの逸脱

米国が通商政策のひとつとしてはじめてFTAを選択したのはレーガン政権である。最初に実施したFTAがイスラエルとの協定、2番目がカ

ナダとのFTAで、それぞれ1985年9月、1989年1月に発効した。レーガン政権下で発効したFTAはこれら2つである（注3）。

レーガン大統領はG5によるプラザ合意の翌日、1985年9月23日「新通商政策」を発表した。この新通商

表 1. 米国のFTA締結状況

2007年4月末時点						
相手国	発効	交渉開始	交渉終了	協定調印	実施法案成立	
発効済						
1	イスラエル	1985/9/1	1984/1	1985/4	1985/4/22	1985/6/11
2	カナダ	1989/1/1	1986/5	1987/12	1988/1/2	1988/9/28
3	北米 (NAFTA)	1994/1/1	1991/6	1992/10	1992/12/17*	1993/12/8
4	ヨルダン	2001/12/17	2000/6	2000/10	2000/10/24	2001/9
5	シンガポール	2004/1/1	2000/12	2002/12	2003/5/6	2003/7
6	チリ	2004/1/1	2000/12	2002/12	2003/6/6	2003/7
7	オーストラリア	2005/1/1	2003/1	2004/2	2004/5/18	2004/8
8	モロッコ	2006/1/1	2003/1	2004/3/2	2004/6/15	2005/8
9	中米・ドミニカ	エルサルバドル 06/3/1	2003/1	2003/12	2004/8/2	2005/8
		ホンジュラス 06/4/1				
		ニカラグア 06/4/1				
		グアテマラ 06/7/1				
10	バーレーン	2006/8/1	2004/1	2004/5	2004/9/14	2006/1/11
交渉終了・未発効						
1	オマーン		2005/3	2005/10	2006/1/19	2006/9/26
2	アンデス4カ国		2004/5/18	ペルー 05/12/7	2006/4/12	
				コロンビア 06/2/27	2006/11/22	
3	パナマ		2004/4	2006/12/19		
4	韓国		2006/2	2007/4/1		
交渉中・交渉中止						
1	米州 (FTAA)		2003/11			
2	南部アフリカ (SACU)		2003/6			
3	タイ		2004/7			
4	UAE		2005/3			
5	マレーシア		2006/3			

(注) 中米は 5 カ国、上記以外のコスタリカおよびドミニカ共和国は未発効。南部アフリカ関税同盟(SACU)はボツワナ、レト、ナミビア、スワジランド、南アフリカの 5 カ国、2006.4.18FTA 交渉を中止し、FTA 前段階の協力関係の構築に戻した。アンデス4カ国中ペルー、コロンビアは協定に調印したが、労働規定を米国側が再協議中、エクアドルは交渉中、ボリビアは交渉途中からオブザーバーとなった。パナマは労働規定を除いて調印。* NAFTA の労働と環境の補完協定は 1993.9.14 署名。

(資料) USTR (2006, 2007)、<http://www.ustr.gov>

政策は、外国の不正貿易慣行に対
する一方主義的対抗措置の発動宣言
として有名だが、もうひとつ重要な
ことは、通商政策における地域主義

政策の採用を宣言したことである。
この演説でレーガン大統領は次のよ
うに述べている。

「われわれは貿易相手国と協力し

てガット新ラウンドの開始に向け一段と努力する。(中略)しかし、新ラウンド交渉が始まらず、あるいは始まっても重要な進展がみられなければ、私は貿易交渉担当者に他国との地域協定および二国間協定を検討するように指示する」(注4)。

これは米国がそれまで最も重視してきた GATT の多角主義を貿易自由化の唯一の原則とはしないという宣言でもある。この時点でアメリカはイスラエルとの FTA を実施に移し、カナダとの FTA 交渉の準備を進めていた。レーガン大統領の宣言は単なるブラフではなく、10年後に米国は EU に匹敵する経済統合である北米自由貿易地域 (NAFTA) をつくり、結果的に世界に FTA を蔓延させることになった。

レーガン共和党政権を継いだ G.H.W.ブッシュ大統領は 1990 年 6 月、メキシコとの首脳会談で FTA 締結の方針に合意し、同じ 6 月の末には中南米支援構想 (Enterprise for the Americas Initiative) を発表した。その後、これらは前者がカナダを加えた NAFTA に結実し、後者は米州自由貿易地域 (FTAA, Free Trade Area

of the Americas) 構想に発展した。しかし、G.H.W.ブッシュ政権では NAFTA 協定に署名はしたが、発効させるには至らなかった。

クリントン政権下で FTA は多国間主義と並んで通商政策の柱となった。1995 年の大統領経済報告 (CEA, Feb.1995, p214-220) は「周到に構築された複数国間主義は米国の多国間主義にもとづく貿易自由化の努力を代替するのではなく、補完する」、さらに「関税同盟は自由貿易の拡大にとって”つまずき石”となるが、FTA は”積み石”となる」との主張を展開し、FTA 政策推進に理論的根拠を与えた。

現実の成果として、クリントン政権は前政権下で交渉が終っていた NAFTA に労働と環境に関する補完協定を加えて、1994 年 1 月に NAFTA を発効させるとともに、ヨルダンとの FTA 交渉を完了し、FTAA、シンガポールさらにチリとの交渉を開始した。

次の G.W.ブッシュ政権の基本は ABC (All But Clinton、クリントンの政策は継がない) と言われたが、前政権の FTA 拡大路線は確実に引き

継がれた。大統領に外国との通商交渉権限を与え、議会と協調して通商協定の交渉、批准、発効の促進を図るファースト・トラック権限が貿易促進権限 (TPA, Trade Promotion Authority) という新しい名称で 2002 年 8 月に復活すると、G.W.ブッシュ政権はオーストラリア、中東、アフリカ、中南米、東アジアへと交渉対象国を、欧州を除く全域に拡大した。2002 年 10 月 1 日、ナショナル・プレスクラブで同政権のゼーリック初代通商代表は「米国を FTA ネットワークの核に位置づけ、多方面展開により自由化競争を作り出す」と述べた。

これが競争的自由化戦略 (competitive liberalization strategy) だが、政策は言葉通りに実行された。同時に、この戦略は 9.11 後の安全保障政策とも連携した。会計検査院報告によると、FTA の交渉対象国は 2002 年以前には USTR および通商関係の閣僚級代表によって決められていたが、2003 年からは国家安全保障会議 (NSC) と国家経済会議 (NEC) が決定権を握った。また、6 つの選定基準には、対象国の政治経済状況、

米国議会・産業界の支持などほか、米国の外交・安全保障政策に対する当該国の支持の度合が加えられた (GAO, Jan. 2004, p.12-5)。

2. 外交政策として FTA

経済的な要素よりも安全保障がより重視されれば、FTA の貿易拡大効果も限定される。G.W.ブッシュ政権が前政権から引き継いだ交渉も含めて、同政権下で発効した FTA 相手国との貿易額が貿易総額に占めるシェアは 2006 年に輸出が 5.9%、輸入が 2.6%にすぎない。貿易額の大きいシンガポールとオーストラリアを除くと、シェアは輸出 1.2%、輸入 1.8% である。中東と中南米の小国を交渉相手とした以上、これは当然の結果である (表 2)。

かつてクルーグマンは NAFTA のような巨大な FTA も米国にとって経済問題ではなく、基本的に外交問題であると喝破し、次のように述べた。「米国にとって NAFTA は雇用問題でも経済成長や生産性の問題でもない。NAFTA にまったく不合理な恐れを抱いて、国境の南に非友好的な

表2. 米国のFTA相手国との貿易（財のみ）

単位:100 万ドル

FTA相手国	輸出				輸入			
	1990	2000	2006		1990	2000	2006	
アメリカ輸出入総計	393,592	781,918	1,037,277	100.0	495,311	1,218,022	1,855,255	100.0
F イスラエル	3,203	7,746	10,964	1.1	3,313	12,964	19,150	1.0
F カナダ	83,674	178,941	230,580	22.2	91,380	230,838	303,416	16.4
T メキシコ	28,279	111,349	134,167	12.9	30,157	135,926	198,259	10.7
T ヨルダン	219	317	650	0.1	6	73	1,422	0.1
A シンガポール	8,023	17,806	24,683	2.4	9,801	19,178	17,777	1.0
A チリ	1,664	3,460	6,790	0.7	1,313	3,269	9,560	0.5
発 オーストラリア	8,538	12,482	17,782	1.7	4,447	6,438	8,208	0.4
効 モロッコ	404	523	876	0.1	154	441	521	0.0
効 エルサルバドル	554	1,780	2,157	0.2	238	1,933	1,856	0.1
効 ホンジュラス	564	2,584	3,693	0.4	491	3,090	3,718	0.2
効 ニカラグア	150	380	755	0.1	60	589	1,526	0.1
効 グアテマラ	764	1,901	3,518	0.3	794	2,607	3,100	0.2
効 パーレーン	721	449	491	0.0	81	338	632	0.0
効 小計	136,757	339,718	437,106	42.1	142,235	417,684	569,145	30.7
F コスタリカ	987	2,460	4,132	0.4	1,005	3,539	3,844	0.2
T ドミニカ共和国	1,656	4,473	5,348	0.5	1,752	4,383	4,529	0.2
T オーマン	202	200	854	0.1	115	258	909	0.0
A パナマ	869	1,612	2,707	0.3	234	307	378	0.0
未 ベルギー	773	1,660	2,927	0.3	802	1,995	5,877	0.3
効 コロンビア	2,029	3,671	6,708	0.6	3,168	6,968	9,266	0.5
効 タイ	2,995	6,618	8,153	0.8	5,289	16,385	22,472	1.2
効 UAE	1,004	2,285	11,921	1.1	889	972	1,385	0.1
効 マレーシア	3,425	10,938	12,550	1.2	5,272	25,568	36,533	2.0
効 韓国	14,404	27,830	32,456	3.1	18,485	40,308	45,830	2.5
合計	165,101	401,465	524,862	50.6	179,246	518,367	700,168	37.7

(資料) <http://www.census.gov/foreign-trade/>

政権、まして敵対的な政権を作り出すとすれば、米国は歴史に汚点を残すことになるだろう」(クルーグマン、1997、196-7 頁)。

G.W.ブッシュ政権のFTA 政策は「友好政権の成功を助ける」以上に

外交的である。つまり、FTA 網を広げることによって相手国の貿易の拡大と市場経済化を進め、これにより貧困の撲滅と民主化を達成して米国への脅威を排除しようとする。これを安全保障政策の一環として実施す

る。また地域イニシアティブによって、不安定な中東諸国を FTA 網に取り込む政策とも連携している。

ブッシュ政権が選んだ FTA 対象国の中米 5 カ国、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイはいずれもイラク戦争の「有志連合」に参加する。これも米国の FTA 政策が安全保障政策にリンクしていることを示している。

G.W.ブッシュ政権が交渉対象とした FTA 相手国は、すべて次節で挙げた 4 つの地域イニシアティブ (FTAA、EAI、MEFTA、APEC) の対象国に含まれる。このうちまだ FTA の交渉対象国になっていない国は、MEFTA 諸国以外では日本、中国、ロシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ブルネイ、台湾、香港である。今後、米国が FTA 戦略で G.W.ブッシュ政権の路線を踏襲するとすれば、安全保障の観点を重視して、これら諸国から対象国の選定が行なわれることになる。

3. 地域イニシアティブと FTA

G.W.ブッシュ政権の FTA 政策は地域イニシアティブ政策と密接にリンクしている。地域イニシアティブとは、米国が特定国と個別に貿易投資協定や FTA を締結することによって特定国を含む地域全体の自由化を進める政策である。

地域イニシアティブの事例は表 3 に示したが、ここには米国が一方的に特惠を供与するカリブ海地域 24 カ国への支援 (Caribbean Basin Initiative) やサブサハラ 37 カ国の経済開発を促進するアフリカ成長機会法 (AGOA、2000 年 5 月制定) は含まない。地域イニシアティブは FTA 締結を目標とする地域構想と理解される。4 つの地域イニシアティブのうち、米国がもっとも重視しているのが FTAA である。

FTAA は前述のとおり G.H.W.ブッシュ政権の中南米支援構想を源としているが、キューバを除く中南米 34 カ国が FTAA 交渉の開始を宣言したのはクリントン政権下の 1998 年 4 月、2005 年 1 月までに交渉を完了し、同年 12 月までに協定を発効させる

表 3. 米国の地域イニシアティブ

名称	発表日等	対象国	目標
Free Trade Area of the Americas (FTAA)	1999.11交渉開始	中南米34カ国	キューバを除く中南米全域を包摂するFTA協定を2005年12月までに発効と2001年第3回米州サミットで合意
Enterprise for ASEAN Initiative (EAI)	2002.10.26発表	ASEAN 10カ国	G.W.ブッシュ大統領がAPEC首脳会議で発表 ASEAN諸国と個別の2国間FTAネットワークを形成
Middle East Free Trade Area (MEFTA)	2003.5.9発表	中東北アフリカ18カ国	ブッシュ大統領がサウスカロライナ大学の卒業式で発表 中東の平和国家と2013年までに段階的にFTA締結
Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC)	1989.11発足	環太平洋 21カ国	1994年ボゴール宣言で加盟工業国は2010年、途上国は2020年にまでに貿易投資の自由化を達成

(注) 上記のほかには USTR のサイトには地域イニシアティブとして NAFTA が挙げられているが、ここでは省略した。

FTAA の対象国: アンティグア・バブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントキッツ・ネービス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、スリナム、トリニダードトバゴ、米国、ウルグアイ、ベネズエラ。EAI および MEFTA の対象国は表 4、表 5 参照。

(資料) USTR (2006, 2007) から作成

表 4. ASEAN 諸国との FTA

	WTO 加盟	TIFA 締結	GSP 供与	FTA
ブルネイ	1995.1.1	2002.12.16	非対象国	
カンボジア	2004.10.13	2006.7.14	供与	
インドネシア	1995.1.1	2004.9.21	供与	
ラオス	加盟交渉中	未締結	非対象国	
マレーシア	1995.1.1.	2004.5.10	非対象国	2006 年交渉開始
ミャンマー	1995.1.1	未締結	非対象国	
フィリピン	1995.1.1	1989.11.9	供与	
シンガポール	1995.1.1	未締結	非対象国	2004.1.1 発効
タイ	1995.1.1	2002.10.23	供与	2004 年交渉開始
ベトナム	2007.1.11	未締結	非対象国	
ASEAN		2006.8.25		

(注) TIFA: 貿易投資枠組協定 (Trade and Investment Framework Agreement)、GSP: 一般特惠関税制度 (Generalized System of Preferences)、ラオスには 2005 年に最恵国待遇を供与済み。ベトナムとは 2001.12.10 通商関係協定締結、TIFA は署名日

(資料) USTR (2006), <http://www.wto.org>, <http://www.ustr.gov> から作成

表 5. MEFTA 対象国との FTA

国	WTO加盟	TIFA締結	BIT締結	GSP供与	FTA
イスラエル	1995.4.21	未締結	未締結	非対象国	1985年発効
ヨルダン	2000.4.11	1999.3.15	2003.6.12	供与	2001年発効
モロッコ	1995.1.1	1995.3.16	1991.5.29	〃	2006年発効
バーレーン	1995.1.1	2002.6.18	2001.5.30	非対象国	2006年発効
エジプト	1995.6.30	1999.7.1	1992.6.27	供与	
レバノン	加盟交渉中	2006.11.30	未締結	〃	
アルジェリア	〃	2001.7.13	〃	〃	
チュニジア	1995.3.29	2002.10.2	1993.2.7	〃	
サウジアラビア	2005.12.11	2003.7.31	未締結	非対象国	
オマーン	2000.11.9	2004.7.7	〃	供与	調印済・未発効
クウェート	1995.1.1	2004.2.6	〃	非対象国	
UAE	1996.4.10	2004.3.15	〃	〃	交渉中
イエメン	加盟交渉中	2004.2.6	〃	供与	
カタール	1996.1.13	2004.3.19	〃	非対象国	
シリア	未加盟	未締結	〃	〃	
イラク	加盟交渉中	2005.7.11	〃	供与	
リビア	〃	未締結	〃	非対象国	
イラン	〃	未締結	〃	〃	

(注) BIT：二国間投資協定 (Bilateral Investment Treaty、BIT)は発効日、その他は表4と同じ。
 (資料)表4の資料および<http://www.state.gov>、ジェトロ American New Policy No.4899(2006.11.14) から作成

ことが合意されたのは、GW.ブッシュ政権が発足して間もない2001年4月である。しかし、南米における一連の反米左派政権の誕生(注5)でFTAA交渉は2004年以降進展せず、2005年11月の米州サミットでメルコスール5カ国と米国および米国側を支持する29カ国との溝は深まり、目標とした2005年中のFTAA発足は

不可能となった。

南米ではアンデス共同体とメルコスールが相互に準加盟国となり、2004年10月には両地域間で15年以内にFTAを結成することで合意した。米国のアンデス諸国とのFTAおよび中米・ドミニカとのFTA(CAFTA-DR)は、これら諸国を米側に取り込む意図をもっているよう

にみえる。

FTAA に次いで重要な地域構想は EAI である。ASEAN 支援構想(EAI, Enterprise for ASEAN Initiative) は、G.H.W.ブッシュ大統領の中南米支援構想の「中南米」を「ASEAN」に置き換えたものだが、FTAA のように地域全体をひとつの FTA でカバーするのではなく、米国が ASEAN 全加盟国と個別に FTA を結ぶ方式をとる。

FTA は WTO に加盟し、米国との貿易投資枠組協定を締結している国を対象に締結し、段階的に FTA 網を形成する方針をとる。すでにシンガポールとの FTA が 2004 年に発効したほか、タイ、マレーシアとは交渉中である (注 6)。米国は 2003 年から ASEAN と年次協議をもち、2006 年 8 月には関係深化のための行動計画に署名するなど ASEAN との関係を再構築している。

第 3 は、2003 年 5 月 9 日サウスカロライナ大学の卒業式でブッシュ大統領が発表した中東自由貿易地域 (MEFTA, Middle East Free Trade Area) 構想である。MEFTA は、イラクと中東の安定化を対外政策の最大

の課題とするブッシュ政権が、10 年かけて中東 18 カ国と段階的に FTA を結び、FTA 締結国を束ねた MEFTA を結成して、中東の安定を確保する構想である。

FTA 締結のため、EAI 構想と同様に、まず米国は中東における平和国家の WTO 加盟を支援する。米国は民主化と市場経済化を促し、貿易投資枠組協定 (TIFA)、二国間投資協定 (BIT) を締結して最終的に包括的な FTA 締結に進む。

中東地域では、米国はすでにイスラエルと FTA を締結しているが、G.W.ブッシュ政権は FTA をヨルダン、バーレーン (発効済)、オマーン、UAE (交渉中) に広げている (注 7)。

なお、MEFTA の経済開発を促進する手段には、他の地域イニシアティブにはない適格工業地区 (QIZ, Qualifying Industrial Zones) という制度がある。これは 1996 年 10 月制定された西岸・ガザ自由貿易特典法により米国大統領が特定した工業地区で生産された製品に対して米国が関税を免除する制度である。QIZ はヨルダンとエジプトに設けられているが、QIZ で生産された製品は 2006 年

にエジプト輸入の 26% を占め (USTR, 2007, p.150)、経済開発に重要な役割を果たしている。

地域イニシアティブの最後に APEC が挙げられている。APEC は世界貿易の 46%、全世界の GDP の 57% を占める。米国が APEC を重視するのは、単にその経済規模にあるのではなく、APEC が経済成長力のもっとも高い東アジアを含み、米国の経済発展に不可欠な地域であるからである。

APEC は「開かれた地域主義」を標榜し、1994 年のボゴール宣言による一方的自由化、1997 年の早期自主的分野別自由化 (EVSL) などを採択してきたが、域内各国が FTA 政策を進める中で域内の貿易と投資の自由化はほとんど成果を挙げていない。米国は 1995 年 APEC 大阪会議のための賢人会議で FTA による APEC の自由化を主張したが、2006 年 11 月の APEC 会議で改めて APEC 全域の自由化をアジア太平洋自由貿易地域 (FTAAP, Free Trade Area of the Asia-Pacific) の創設によって達成することを提案した。これは、米国が本来の主張に立ち返り、改めて目指して

いる方向を示したものである (注 8)。

4. 米国版 FTA の特色

FTA が GATT・WTO に整合的であるためには、対外貿易を協定締結前よりも制限的にしないこと、関税その他の制限的通商規則を実質上すべての貿易で撤廃すること、撤廃の期間は原則 10 年以内とすることなどが規定されている。米国の FTA はこうした原則に照らしてどうだろうか。各 FTA に関する報告等からみて、米国の FTA には次のような特徴がある (注 9)。

まず関税の撤廃期間は NAFTA の場合も一部品目が 15 年となっているが、高級牛肉、綿花、小麦、大豆などは 15 年 (ペルー)、高級牛肉 18 年、鶏肉 25 年 (モロッコ)、りんご、なし 20 年 (韓国) など、一部品目の関税撤廃期間は異常な長期となっている。また、砂糖には厳しい関税割当 (CAFTA-DR) などの制限が設けられた。自由化の例外とする農産物としては、NAFTA では米国・カナダ間で生鮮果実・野菜、カナダ・メキシコ間で乳製品、鶏肉、鶏卵製品な

ど、他の FTA では砂糖、乳製品（オーストラリア）、コメ（韓国）などが挙げられる。

原産地規則では、NAFTA で初めて採用された原糸原則（yarn forward, fiber forward）、つまり繊維製品が無関税で輸入されるには FTA 加盟国内で生産された糸ないし繊維を原料に使わなければならないという原産地規則が、中東諸国との FTA を除きほぼすべての FTA に盛り込まれた。韓国との FTA（KORUS）にも原糸原則が取り入れられたが、KORUS では域外産の原材料を使った製品については一定数量に限って無税扱いとする措置が取られている。

米国はウルグアイ・ラウンドで達成できなかった措置を FTA で実現し、将来的にはこれをグローバル化しようと考えている。その代表的なものが知的財産権の保護措置である。知財権保護措置はイスラエルおよびカナダとの FTA には含まれていない。しかし、その後の FTA には相手国が小国で途上国であっても例外なく、しかも WTO の TRIPS 協定（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）よりも高水準かつ詳

細な保護規定が盛り込まれている（注 10）。バーレーン、オマーンとの FTA、CAFTA-DR などには刑事罰等の罰則規定もあり、CAFTA-DR では緊急性がある場合でもジェネリック医薬品の輸入を制限できる規定がある。また、USTR は、シンガポールとの FTA は米国が結んだどの FTA よりも知財権の保護規定が強化されたとしている（注 11）。

知財権保護と同様の考え方はサービス市場の自由化、労働・環境保護規定でもみられる。米国が強い競争力をもつサービス市場の自由化では、ネガティブリスト方式による自由化業種の拡大（シンガポール、バーレーン）、宅配市場の開放、電子商取引の促進、金融市場の開放などが実現されている。

労働と環境規定は、ヨルダンとの FTA ではじめて NAFTA のような補完協定ではなく、協定本体の一部になった。以後すべての FTA が例外なくそうになっている。労働規定では、労働者の権利保護と貿易の自由化を平行して進めること、ILO（国際労働機関）の労働規約遵守を義務化して貿易拡大のため労働基準を引き下

げないことなどが規定されている。環境では持続可能な開発原則の遵守と環境法規の強化が求められ、労働と同様、紛争処理手続きも規定されている。なお、CAFTA-DR などでは、米国は FTA 相手国の労働法制の改善、労働監督部門の強化など労働や環境規制にかかわるキャパシティ・ビルディングのための予算を 2009 年度まで年間 4000 万ドル計上している。

5. TPA と FTA

最後に TPA (貿易促進権限) と FTA の関係を見てこう。TPA の前身である 1974 年通商法のファースト・トラック権限は 1994 年 4 月失効し、G.W. ブッシュ政権下の 2002 年 8 月に TPA と名称を変えて制定された [正式名称は Bipartisan Trade Promotion Authority (2002 年通商法 Division B)]。2005 年に延長され、有効期間は 2007 年 6 月 30 日までである。表 1 からわかるように、ヨルダンとの FTA 交渉はわずか 4 ヶ月で終了し、交渉中も実施法案の審議 (批准手続に相当) 中も大統領には通商交渉権

限が与えられていなかった。また、シンガポールおよびチリとの FTA 交渉は交渉開始時点では大統領に交渉権限がなく、交渉終了 4 ヶ月前にようやく TPA が成立した (注 12)。

こうしたことから、FTA の交渉や批准に TPA は必要ないとも考えることもできる。しかし、関税法を含む米国の法制に重大な変更を伴う協定であれば、締結した協定は変更しないという米国政府の保証がなければ、交渉相手の外国政府も安心して米国と交渉ができない。そのためには米国大統領は議会から TPA を得ておかなければならない。そうしたことから、結局 TPA の裏付のない通商交渉は極めて困難ということになる。

[注]

1. 子と父のブッシュ大統領を区別するため子 (第 43 代) の方を G.W.(George Walker)、父 (第 41 代) を G.H.W. (George Herbert Walker) とした。
2. シンガポールとの FTA から数え、中米・ドミニカ、アンデス 4 カ国との FTA は各 1 件として計上した。
3. 米国が最初に実施した地域主義政策は 1984 年のカリブ海地域特惠だが、これ

- は FTA ではないため本論の対象とはしていない。
4. 新通商政策演説の抄訳は拙著（2006a）参照。新通商政策発表の背景、その後の政策展開については拙著（2006b）で詳述した。
 5. 2003年にブラジルのルラ労働党総裁が大統領に就任し、2006年10月再選された。また、2006年1月にボリビアでより反米的なモラレス大統領が就任、12月にチャベス・ベネズエラ大統領が3選（初当選は1998年）、さらに2007年1月にはコレア・エクアドル大統領が就任した。なおベネズエラはアンデス共同体を離れて2006年7月メルコスールに加盟した。
 6. タイ、マレーシアとの交渉はTPAの期限に間に合わず成立は不可能とみられている。タイとは医薬品の知財権、マレーシアとはブミプトラ政策などで対立しているという。
 7. 中東諸国のすべてが米国とのFTAを求めているわけではない。湾岸協力会議（GCC）の盟主を自認するサウジアラビアはバーレーンが米国とFTAを締結したことをGCCによる経済圏作りの障害になると批判している（日本経済新聞、2004年12月7日、同21日付）。
 8. USTR（2007,p.125）は、米国提案が承認されたとし、次のように書いている。「長期展望としてFTAAP創設を目指して地域経済統合をさらに推進することでAPEC21カ国の合意を取り付けた」。
 9. 本項の記述は主にジェットロ、USTRの資料等を参考とした。
 10. 山根裕子（2007）が途上国と米国FTAの知財条項について詳しく分析している。
 11. 知財権保護規定ではシンガポールは米国の要求をほとんど受け入れたという（山根2007、40頁）。なお、バグワティ（2005、285頁）は「知財権保護を貿易問題と言いくるめるインチキ理論が（米国によって）作り出された」とTRIPS協定を強く批判している。
 12. TPA法2106条はチリ、シンガポールとのFTA、FTAAなどTPA施行前に開始された交渉にもTPAが適用されると規定している。
- 【参考文献】
- クルーグマン、山岡洋一訳（1997）『クルーグマンの良い経済学悪い経済学』日本経済新聞社。
- ジェットロ「American New Policy」各号

滝井光夫(2006a)「レーガン政権の通商政策－歴史的転換とその遺産」『国際学レビュー No.18』桜美林大学国際学部。

滝井光夫(2006b)「自由貿易体制の動揺」『原典アメリカ史 第八巻 衰退論の登場』第二部 14、岩波書店。

ジャグディッシュ・バグワッティ、鈴木主税・桃井緑美子訳(2005)『グローバリゼーションを擁護する』日本経済新聞。

山根裕子(2007)「途上国と米国 FTA の知

財条項」『貿易と関税』2007年3月号。

CEA (Feb.1995) Economic Report of the President.

GAO (Jan.2004) International Trade: Intensifying Free Trade Negotiating Agenda Calls for Better Allocation of Staff and Resources.

USTR (2006, 2007) 2006 (2007) Trade Policy Agenda and 2005 (2006) Annual Report of the President.

【参考】

米国に関する本誌掲載の関係論文として、次のものがあります。

(2005年8月以降)

- ・「アメリカ経済の地域構造－近年の動向と要因－」永田雅啓：67号2007年2月
- ・「海外R&D活動に関する日本企業と欧米企業の特徴と差異」佐々木高成：66号2006年11月
- ・「米国における地域優位性強化の試み－コミュニティ資源とネットワークの動員－」佐々木高成：65号2006年8月
- ・「米国ヒスパニックの経済力と対中南米送金」内多允：65号2006年8月
- ・「米国の競争力強化への取り組み－人材育成に関する最近の産業界と政府の試み－」佐々木高成：64号2006年5月
- ・「アメリカの企業内貿易（その2）－品目別特性、国・地域別の変遷－」永田雅啓：64号2006年5月
- ・「アメリカの企業内貿易（その1）－貿易赤字の拡大と多国籍企業－」永田雅啓：63号2006年5月
- ・「米国アジア通商戦略の展望」佐々木高成：62号2005年11月
- ・「中国大国化が米国権益に及ぼす影響－米国の対応シナリオ－」佐々木高成：61号2005年8月